

令和8年2月26日

市政記者各位

こども未来局子育て支援部障がい児事業所指導課

## 指定障がい児通所支援事業者に対する処分について

児童福祉法の規定に基づき、指定障がい児通所支援事業者に対し監査を行った結果、不正が認められたため、下記のとおり、本日付で2件の行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

### 第1 不正事案1件目

#### 1 対象となる事業者・事業所

事業者名 (住所・代表者)	エス・コミュニケーションズ株式会社 (兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目3番地6・代表取締役 新 修逸)
事業所名 (所在地)	(1)ガリレオ ふくおか(福岡市東区三苫4丁目2-36シーサイド三苫センタービル101) (2)ガリレオ はかた(福岡市博多区吉塚1丁目9-7クラージュ吉塚1F)
事業種別	放課後等デイサービス

#### 2 処分の内容及び不正事案の概要

##### (1)ガリレオ ふくおか

①処分の内容 指定の一部効力停止(3か月間の新規利用者の受入停止)

(処分通知日:令和8年2月26日、停止期間:令和8年3月1日から令和8年5月31日まで)

##### ②不正事案の概要

児童発達支援管理責任者が欠如しているにもかかわらず、届出を行わなかった。また、必要な人員配置を行っていないにもかかわらず、要件を満たさない加算を算定し、給付費の減算措置を行わずに受領した。

##### (2)ガリレオ はかた

①処分の内容 指定の一部効力停止(3か月間の新規利用者の受入停止)

(処分通知日:令和8年2月26日、停止期間:令和8年3月1日から令和8年5月31日まで)

##### ②不正事案の概要

児童発達支援管理責任者が欠如しているにもかかわらず、届出を行わなかった。また、必要な人員配置を行っていないにもかかわらず、要件を満たさない加算を算定し、給付費の減算措置を行わずに受領した。

### 3 返還請求額

事業所名	期間	不正に受領した額	加算金額※	合計
(1)ガリレオ ふくおか	R5.6~R5.8、 R5.11~R6.5	4,646,150 円	1,858,460 円	6,504,610 円
(2)ガリレオ はかた	R6.4~R6.6	2,277,773 円	911,109 円	3,188,882 円
	合計	6,923,923 円	2,769,569 円	9,693,492 円

※児童福祉法第 57 条の 2 第 2 項の規定に基づく加算金(不正に受領した額の 40%)。

## 第2 不正事案2件目

### 1 対象となる事業者・事業所

事業者名 (住所・代表者)	Mokuba 株式会社 (福岡市中央区赤坂三丁目2番 35 号 ・ 代表取締役 吉戒 茂久)
事業所名 (所在地)	放課後等デイサービス ウィズ・ユー大濠 (福岡市中央区今川 2 丁目 5-45Casa大濠西 1F)
事業種別	放課後等デイサービス

### 2 処分の内容及び不正事案の概要

(1)処分の内容 指定の一部効力停止(3か月間の新規利用者の受入停止)

(処分通知日:令和8年2月26日、停止期間:令和8年3月1日から令和8年5月31日まで)

(2)不正事案の概要

必要な人員配置や個別支援計画に係る業務を適切に行っていないにも関わらず、要件を満たさない加算を算定し、給付費の減算措置を行わずに受領した。

### 3 返還請求額

事業所名	期間	不正に受領した額	加算金額※	合計
放課後等デイサービス ウィズ・ユー大濠	R7.4~R7.6	997,749 円	399,099 円	1,396,848 円

※児童福祉法第 57 条の 2 第 2 項の規定に基づく加算金(不正に受領した額の 40%)。

#### 【問合せ先】

こども未来局障がい児事業所指導課 担当:山崎  
電話:707-1961(内線 2221)